

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-6-5

TEL 03-3201-0350 FAX 3201-0351

Eメール jrroukairou@yahoo.co.jp

J R 東 海 労 働 組 合

発行人 木下 和樹

編集人 高山 浩

2019年
3月15日
第410号

JR東海労

http://www.geocities.jp/jrroukairou/

春の闘いを全組合員で闘おう！ 一方的休日出勤を許さないぞ！ 各地本定期委員会が成功裡に終了

新幹線地本

新幹線地本は2月17日、五反田文化センターで第24回定期地本委員会を開催しました。議長に東京車両所分会の長浜委員を選出しました。

杉澤委員長は、挨拶で「連合が統一ベアを放棄し、春闘の統一要求・統一闘争の放棄を打ち出し、春闘の終焉の道筋をつけたといわれている。何としてもこの現状を打ち破るために闘わなければならない。本人の同意なき一方的な休日出勤反対の闘いは、臨大でスト権を確立しなかったが、会社は休日出勤を解除してい



る。スト権確立の議論を通じて勝ち取った成果を確認して、さらに職場での闘いを強化する。さらに、改憲のための国民投票に、NOを突きつけるために、職場から地域からあらゆる仲間と連帯して闘うことが急務な課題だ」と提起しました。続いて来賓の本部本橋

静岡地本

静岡地本は2月27日、静岡労政会館で第28回定期地本委員会を開催しました。

半場委員長は「今春闘ではベア6,000円満額獲得を勝ち取る。休日出勤は要員不足が原因である。憲法改悪に反対する闘いとして、地方統一選を闘おう」と挨拶しました。続いて、来賓の本橋書記長と地本OB会

此田会長から挨拶を受けました。渡辺書記長は「60歳以降の社員の労働環境について、現業職場では今ま



で通りの仕事を続けるのは厳しいとの声が止まらない。引き続き、改善要求をしていく。JR東海

委員からは、本人の同意のなき一方的な休日出勤指定を許さない闘い、年休抑制を許さない闘いをはじめ、反戦・平和の取り組みで戦跡地と被災地の現地に立って学んだ報告など、実践的な発言が相次ぎました。私たちが取り巻く情勢は、経済的にも政治的にもさらに悪化していくことが予想されます。それと同時に様々な国家プロジェクトを悪用して、私たち労働者に対する強権的な支配体制も強化され



書記長、JR総連淵上法対・調査部長、地本OB会尾崎会長より挨拶を受けました。

質疑では、一方的休日出勤反対の闘いと現状、年休裁判・都労委の闘いを中心に委員全員からの発言を受けました。伊藤書記長は「闘ってきた故の成果を確認し、これから佳境に入る裁判闘争のバネにしよう」と総括答弁を行いました。

荻野地本委員長は「委員会成功に向け多くの組合員の参加に感謝する。春闘を牽引する大手自動車産業が揃ってベア額を提示せず賃上げ要求をしている。連合が統一したベア要求を行わなければ春闘の終焉を迎える。しかし、大幅賃上げ獲得と労働条件向上のためには統一闘争でなければならぬ。職場では、社員間の格差がますます拡がっている。格差の原因である制度に反対していく」と挨拶しました。

名古屋地本

名古屋地本は2月28日、牧野コミュニティセンターにおいて第29回定期地本委員会を開催しました。昨年の大会以降取り組みの総括と、2019JR総連春闘を中心とした春の闘いについて意思統一しました。

ユニオン組合員にも訴えていこう。人事・賃金制度の見直しでは65歳定年で、50歳以上は定昇がない。他労組からも不満と不安の声が出ている。会社の狙いは一層の労働強化と賃金抑制である。多くの職場で、要員不足のため休日出勤を余儀なくされている。これでいいのかと多くの社員に訴えていこう」と、総括答弁を行いました。



新幹線関西地本

先の労働条件についての問題、平和の問題など多くの発言がありました。書記長の総括答弁後、2月で会社を勇退される渡されました。

新幹線関西地本は2月24日、第24回定期地本委員会を開催し、今日までの闘いの成果と今後の課題を明確にして、2019JR総連春闘をはじめとした当面する闘いを、JR総連の仲間と共に闘い抜くことを意思統一しました。

委員からは、本人の同意のなき一方的な休日出勤指定を許さない闘い、年休抑制を許さない闘いをはじめ、反戦・平和の取り組みで戦跡地と被災地の現地に立って学んだ報告など、実践的な発言が相次ぎました。私たちが取り巻く情勢は、経済的にも政治的にもさらに悪化していくことが予想されます。それと同時に様々な国家プロジェクトを悪用して、私たち労働者に対する強権的な支配体制も強化され

まず。「命令と服従」の先にあるものは、平和な社会の破壊です。「命令と服従」が生み出すものは、人間性と安全性を失った企業体質です。今委員会では、ただならぬ決意で「命令と服従」に反対し、会社の不正を糾し、労働者の自由と利益を勝ち取るために、有効的な闘いを仲間と共に強化・拡大していくことを全体で確認しました。

非人道的日勤教育が明らかに！

水野さん、裁判で会社のパワハラを赤裸々に証言

3月1日に加入した水野さんの第1回証人尋問が行われました。この裁判は、東京第二運輸所で車掌長の業務に就いていた2016年6月当時、水野さんが同僚の接客態度を叱責したことに対し、水野さんが日勤教育にされ、執拗なパワハラで病氣休職に追い込まれたとして、東京地裁に損害賠償を求め提訴した事件です。

原告側から水野さん本人と、被告会社側より、新幹線鉄道・泉秀格(ひでのり)人事課長、東京第二運輸所・池田充宏総務課長、同・井出忠由紀助役(いずれも当時の職名)が証言しました。

水野さんは主尋問で、所長から「もう食えんな、今後どうするのか決めろ」などの暴言を受けた事実、隔離された部屋で「内側から鍵を掛ける。管理者の合言葉が掛けられたら鍵を開ける」と言われたり、水分補給用のペットボトルを取り上げられたなど、非人道的な扱いを受けたことを、正々堂々と証言しました。

また、訓告処分のほか、希望していない関連会社への強制出向は二重のペナルティであり不当であることを訴えました。

反対尋問で会社側弁護士は、水野さんが車掌業務のマニュアルにないことをやったことや、私生活

JR東海ユニオンの声明に関して

水野 良則

私は会社からの仕打ちについてユニオンに相談してきましたが、結果が何も出ていないのは事実であります。

強制年休取得について

本件について東京労働局に電話で相談したところ、違法性が高いと指摘

JR東海労に加入した水野良則さんに対し、JR東海ユニオン新幹線地本が『組織情報』(3月2日付・号外)で事実上反する宣伝を行ってきま

水野さんは、この情報に対し、以下の怒りの反論を展開しました。

「申込簿は記載する必要はない」と言われました。その後、会社から「記載しなければ不参にしてさらに処分してやる」と言われたことを伝えると、前言を翻し「会社の言う通りに記載するしかない」と言われました。

中央労基署及び東京労働局への訪問について

年休の強制取得の件で労基署及び東京労働局へ訪問するつもりだとユニオンに伝えたところ、「労基署は自分から行かなきゃいけないし、手間暇かかるから、年休については(会社に)しっかりとってよと言うから」と思いどまるよう説得がありました。

それで私は自分で東京労働局に行つて「労働局長による助言指導制度」を請求し、会社側から年休4日分については復元すると言う回答を引き出すことができました。

出向発令について

出向を内示された日にユニオンに話しましたが、「会社はひどいことではない」とか、「会社の言う通りにするしかない」と言われました。異動に疑問がある場合は「簡易苦情申告」という制度がありますが、当時はそういう制度があることも知りませんでした。

ユニオンからは何の説明もありませんでした。それから2年ほど経過し、東海労からそのような制度があることを教えてもらいました。

偽造超勤整理簿の存在について

裁判の過程で超勤整理簿が管理者の手によって偽造されていることが判明しました。その証拠調べは現在裁判で行っているところですが、発覚した当時ユニオンに相談しま

したが、「ユニオンは今、未払い残業について真剣に取り組んでいる」と返答され、なぜか内容がすり替えられてしまいました。

超勤簿の偽造はどの職場でも日常的に行われている可能性もあり、ユニオン組合員のみならず、真剣に考えた方が良いでしょう。

最後に

私はユニオンが何もしてくれなかったとは言っていない。2回目の出向発令時には、私が提出した簡易苦情申告に対して、動いてくれたのは事実です。感謝しています。

ただ、私が提起した諸々の問題については、ユニオンに相談しているものの、全て私が自ら外部機関に相談し、動き始めていることはまぎれもない事実です。

私が感じたのはユニオンは労働組合なのに会社側と労働者側のどちらを向いているのか?と云うことです。労働者の権利を労働組合が抑えてしまふのであれば、存在意義はないと言えるでしょう。

私は裁判を通じて会社が平気で嘘をついたり、偽造したりする組織だとわかりました。ユニオンもまた同じような体質であるならば、非常に由々しき問題であると考えます。

臨大決定に基づく申し入れ業務委員会 全く前進なく対立で終了

本部は2月28日、「第34回臨時大会決定に基づく、本人の同意なき一方的な休日出勤指定」に関する申し入れ(「申第25号」)における業務委員会を開催しました。

休日出勤を指定するに当たり、本部は本人の同意を得ることを強く要求しました。会社は「基本協約第49条に則って行っている」と主張しましたが、どう見ても恣意的解釈でしかありません。本部は「年間休日120日は協約で定められてい

る。勝手に休日を奪うことは、協約の債務不履行だ」と主張したところ、会社側委員は突如顔色を変え声を荒げました。

また、会社が「必要ない要員は確保している」と主張しつつも、なぜピークでもない閑散期に休日出勤が発生するのかと追及しても、「要員はピークに合わせない」と、質問の主旨とは異なった回答を行いました。

さらに、5日前の勤務確定についても議論となり、本部は基本協約36条

に違反していること、基本協約にも就業規則にも「日別勤務指定表」の文言はどこにもないことを指摘しましたが、会社は「勤務指定は乗務員勤務として発表している。勤務か休日かの区別はできている。これで乗務員にとつては生活設計は十分取れる」と、全く理解不可能な回答をしてくる始末です。

このように、会社は基本協約、労基法や労基署の見解をも無視し、JR東海の解釈こそがルールだと言わんばかりの対応に終止し、全ての要求項目において対立で終了しました。

ユニオンのデマ情報に 水野さん怒りの反論!

「JR東海ユニオン新幹線地本が『組織情報』(3月2日付・号外)で事実上反する宣伝を行ってきま

水野さんは、この情報に対し、以下の怒りの反論を展開しました。

「申込簿は記載する必要はない」と言われました。その後、会社から「記載しなければ不参にしてさらに処分してやる」と言われたことを伝えると、前言を翻し「会社の言う通りに記載するしかない」と言われました。

中央労基署及び東京労働局への訪問について

年休の強制取得の件で労基署及び東京労働局へ訪問するつもりだとユニオンに伝えたところ、「労基署は自分から行かなきゃいけないし、手間暇かかるから、年休については(会社に)しっかりとってよと言うから」と思いどまるよう説得がありました。

それで私は自分で東京労働局に行つて「労働局長による助言指導制度」を請求し、会社側から年休4日分については復元すると言う回答を引き出すことができました。

出向発令について

出向を内示された日にユニオンに話しましたが、「会社はひどいことではない」とか、「会社の言う通りにするしかない」と言われました。異動に疑問がある場合は「簡易苦情申告」という制度がありますが、当時はそういう制度があることも知りませんでした。

ユニオンからは何の説明もありませんでした。それから2年ほど経過し、東海労からそのような制度があることを教えてもらいました。

偽造超勤整理簿の存在について

裁判の過程で超勤整理簿が管理者の手によって偽造されていることが判明しました。その証拠調べは現在裁判で行っているところですが、発覚した当時ユニオンに相談しま

したが、「ユニオンは今、未払い残業について真剣に取り組んでいる」と返答され、なぜか内容がすり替えられてしまいました。

超勤簿の偽造はどの職場でも日常的に行われている可能性もあり、ユニオン組合員のみならず、真剣に考えた方が良いでしょう。

最後に

私はユニオンが何もしてくれなかったとは言っていない。2回目の出向発令時には、私が提出した簡易苦情申告に対して、動いてくれたのは事実です。感謝しています。

ただ、私が提起した諸々の問題については、ユニオンに相談しているものの、全て私が自ら外部機関に相談し、動き始めていることはまぎれもない事実です。

私が感じたのはユニオンは労働組合なのに会社側と労働者側のどちらを向いているのか?と云うことです。労働者の権利を労働組合が抑えてしまふのであれば、存在意義はないと言えるでしょう。

私は裁判を通じて会社が平気で嘘をついたり、偽造したりする組織だとわかりました。ユニオンもまた同じような体質であるならば、非常に由々しき問題であると考えます。

活のことを追及するなど、人格を否定する質問に終始しましたが、水野さんは落ち着いて反論しました。

会社側の管理者は、パワハラの実態を隠したり、訓告処分と出向は別な問題だと証言しました。しかし、処分通知と出向通知が同日に発令されたことは、単なる偶然ではありません。また、日勤教育中に年休を無理やり取得させたことは、乗務復帰が前提でない「教育」であることの意味し、処分的出向であることは明白です。

第2回証人尋問は4月12日、水野さんに叱責された同僚車掌の荒川浩一証人が証言します。



水野さん(歓迎集会より)